

八街市教育大綱

めざします！心の豊かさを感じる街

平成31年3月

YACHIMATA



八街市

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら、更に教育委員会との連携を強化し、市の教育課題や目指す姿などを共有し、教育行政を推進することとされました。

総合教育会議の場においては、お互いが独立した立場であることを尊重しながら、教育、学術及び文化の振興に関する大綱の策定をはじめ、重点的に講ずべき施策や、児童・生徒の緊急の場合の措置などについて協議・調整を行っていくことを確認しているところです。

この大綱の策定にあたっては、平成26年度に策定した「八街市教育振興基本計画」を基に、教育の目標や施策の基本的な方針を定めました。

社会情勢は、日々変化し、多角的な対応が求められております。学校教育は勿論のこと、今後の社会の方向性として、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築するため、本大綱の趣旨を広く市民の皆様にご理解いただくとともに、本市の教育にご参加ご協力いただきますことをお願いするものです。

今後も教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたってまいります。

平成31年3月

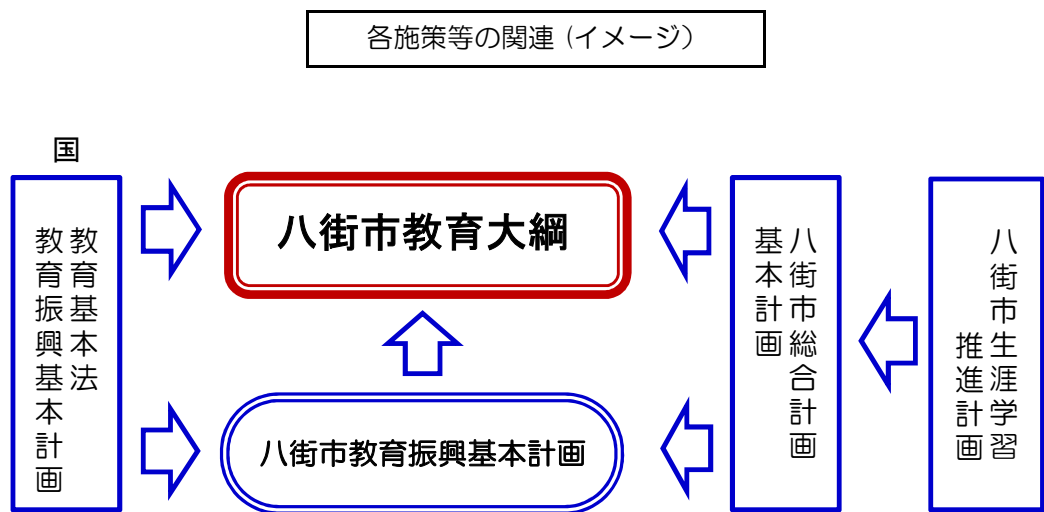
八街市長 北村新司

1 大綱の位置づけ

八街市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、八街市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定するものです。

八街市では、「八街市教育振興基本計画」及び「八街市総合計画」の方針を踏まえ、本市が目指す教育の振興に関する施策の大綱を策定するものとします。

なお、この大綱は、平成28年3月に策定した大綱を継承するものとし、その期間を八街市総合計画に連動させるものとします。



年度	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
(西暦)	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
市			八街市総合計画										
			八街市前期基本計画				八街市後期基本計画						
			八街市教育大綱										
			八街市教育振興基本計画(10年間)										
県		第2期千葉県教育振興基本計画(5年間)											
国					第3期教育振興基本計画(5年間)								

2 大綱の基本理念

次代を担う人々が、八街で生まれて育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる。

3 施策の大綱

I 子どもの教育・健全育成の充実

子どもたちが健全に成長し、人間性豊かな心を育むために、八街の特色を活かした教育活動や学習環境の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの青少年健全育成に努めます。

II 自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進

生涯学習社会の形成を目指し、さまざまな学習活動の支援と学習成果を活かすことのできる機会づくりに努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の拡充を図ります。

III 市民文化の創造と継承

市民の芸術文化活動を支援し、発表や交流の場を拡充するとともに、八街の歴史文化遺産の保護・継承と活用に努めます。

IV 豊かな心を育む交流の推進

国際交流、地域間交流、世代間交流を推進し、広い視野を持つ人材の育成や人々が交流する場の提供に努めます。

八 街 市 教 育 大 綱

発 行 八街市 平成31年3月

(当初発行平成28年3月)

担 当 八街市教育委員会教育総務課

〒289-1192

八街市八街ほ35番地29

043-443-1442

